

## 浜の活力再生広域プラン

## 1 広域水産業再生委員会

組織名	母島広域水産業再生委員会
代表者名	佐々木 隆幸

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母島地域水産業再生委員会 (小笠原母島漁業協同組合)</li> <li>・東京都小笠原村 (産業観光課)</li> <li>・東京都 (小笠原支庁産業課)</li> <li>・東京都漁業協同組合連合会</li> </ul>
---------------	---

対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	<p>東京都小笠原村周辺地域 (海面)</p> <p>小笠原村母島：底魚一本釣り漁業 (19名)</p> <p>かつお・まぐろ釣り漁業 (17名)</p> <p>かめ縄漁業 (5名)</p> <p>そでいか漁業 (13名)</p> <p>さんご網漁業 (9名)</p> <p>さんご (造礁) 漁業 (1名)</p> <p>とびうお流し刺し網漁業 (1名)</p> <p>ひき縄漁業 (19名)</p> <p>えび漁業 (4名)</p> <p>※対象漁業者数 合計 22名 (延べ88名)</p>
---------------------------	--

## 2 地域の現状

## (1) 地域の水産業を取り巻く現状等

## ①漁獲物の流通形態及び近年の動向

母島においては、荷捌き施設をはじめとした、製氷や冷蔵、加工などの生産・供給施設は、漁協事務所がある沖港の一箇所に集約されている。

小笠原村母島は東京都であるが、沖縄に近い緯度に位置し、年間を通じ温暖(亜熱帯)な気候である。主な魚種は、メカジキ、マグロ類、ソデイカ等の大物及びハマダイやハタ類等の底魚が中心である。これら漁獲物のおよそ90%を島外へ出荷しており、残り10%を島内にて販売している。

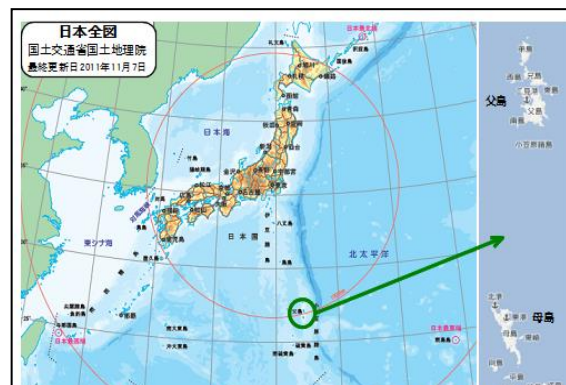


図1. 小笠原村(母島)の位置

島外出荷用の漁獲物は冷凍冷蔵コンテナを用い、週1回の定期船「おがさわら丸」にて東京まで24時間かけて運搬し、その後関東周辺、東北地方及び九州沖縄等各地の市場へ出荷している。長時間の海上輸送が伴うため、市場到着まで最短でも3日を要することから、近隣から届く水揚げ物と比べ、鮮度面で劣るといふハンディを抱えている。また、隔絶された環境のため、島外の市場との意思疎通を図ることが困難で、市場の最新のニーズを把握することも容易ではない。

直近3か年における主要魚種の漁獲動向は以下のとおりである。近年は漁期が重なるサンゴ漁業が盛んなこともあり、魚類の水揚げは減少傾向にある。

**表1. 主要魚種の漁獲量の推移** (単位：トン)

年度	メカジキ	ハマダイ	ソデイカ	ハタ類
平成26年度	79.9	23.0	19.5	16.0
平成27年度	56.2	7.5	15.4	5.7
平成28年度	51.2	6.7	8.8	5.6

島内販売については、小笠原母島漁業協同組合（以下、「漁協」という。）が直営する販売センターにて、前日に水揚げされた漁獲物を加工したうえで販売しており、島民からの需要に応じ適宜魚の下ろし方を変えるなど、対面販売のメリットを最大限活用した対応を行っている。島内販売することで、輸送費などの出荷経費が抑えられるため、漁業所得向上の観点から地元消費の拡大を図るべきところであるが、人口およそ470人前後と少数のため、島内において大幅な増加を見込むには、従来どおりの販売方法では限界がある。漁協は現在平成28年度に策定した浜の活力再生プラン（以下、「浜プラン」という。）に基づき、島民に対しての販売促進に取り組んでいるところであるが、今後は観光客を取り込むなど、来島者をターゲットとした新たな販売体制を考案する必要がある。

漁協間での連携に関しては、母島から北へ50km離れた父島には小笠原島漁業協同組合があり、島外出荷に関する漁協間での連携に向け、検討をしているところである。小笠原島漁業協同組合では、小笠原母島漁協と同様に漁獲物の多くを内地へと出荷している。しかし、これらの漁獲物は輸送される過程で交わることは一切なく、それぞれ別々に出荷されている。これは小笠原母島漁協からの出荷物が、コンテナにははじま丸を経由し直接おがさわら丸へと積み込まれるため、経由地の父島にて荷が交わらないことが、漁協間の出荷の連携に際して大きな弊害となっている。また、東京都漁業協同組合連合会（以下、「都漁連」という。）は、水産物の運搬が可能な運搬船八幡丸を所有しており、漁業資材や燃油の運搬のため、不定期ではあるが小笠原まで運航を行っている。出荷に関する都漁連を交えた今後の連携に向け、八幡丸の定期航行や運航回数を増加させるなど、連携に向けた協議を行う必要がある。

②漁業後継者（担い手）の確保について

漁協は、本島唯一の漁業協同組合である。正組合員数が22名（平成29年3月末日現在）と少数であり、後継者の確保は、組合存続の観点からも、喫緊の課題となっている。

漁協では、島内からの漁業者確保が期待できないことから、かねてから島外に向けて積極的

な求人を行ってきたことから、新規参入者に対しては、船主は自らの経験を踏まえながら指導に努め、独立を促すという風土が根付いている。現在、漁協の中核をなす漁業者は、30代半ばから40代半ばの比較的若い世代で構成され、多くが島外から母島へと移り住み、この風土の中でたたき上げられ独立してきた。そして今日、自らが後身を育てる立場となり、乗り子の受入れを積極的に行っているところである。

しかしながら、近年は就業希望者自体が減少傾向にある。更に、乗り子（組合員候補）として一旦受入れはするものの、比較的短期（来島後数日～数週間）で引き揚げてしまうものが後を絶たない。その背景には、雇用情勢の改善傾向や3K（汚い・臭い・きつい）職種として認識の強い漁業の過酷さも影響している。さらに、乗り子が引き上げてしまう主要因として考えられるのが、都心から1,000km以上という隔絶された環境にあることである。遠方であるが故生活の不便さも際立つほか、母島という小さなコミュニティの中で、プライベートの時間の確保が困難なことも、都会生活に慣れた若者の定着を阻害する原因となっている。

こうした環境は、育成する側の船主（親方）にも悪影響を及ぼしている。乗り子が短期間で引き上げてしまうため、本来であれば日々の操業の中で教え、教えられ研鑽する期間を修了できずにいる。また度重なる乗り子の引き上げにより、乗り子の育成に要した費用の負担（給与や必要な資格取得に関わる受講料や交通費）も大きいばかりでなく、親方としての自信喪失や、一人前に育て上げるというやる気も削がれ、新たな乗り子を迎えることに躊躇するようになるなど、負のスパイラルに陥りつつある。さらに乗り子を雇った際、2人態勢での操業にシフトするため、乗り子が引き上げた時の反動は大きく、船主1人での作業レベルを元の状態に戻すまでに1か月以上も要することがある。

漁業後継者（担い手）の確保を推進するためには、個々の漁業者の努力だけでは限界がある。漁協を挙げた、乗り子及び船主に対しての積極的なフォローが求められている。

### ③漁船の高船齢化

漁協には、現在19隻のFRP小型漁船（8トﾝ級主体）が在籍している。最高船齢は46年、全船平均でも27.6年と高船齢化が著しい。現在、浜プランに基づき、水揚量の増加による漁業所得の向上を目指しているところであるが、船体やエンジンをはじめとした漁撈機器の老朽化も著しく、燃費効率の低さや長距離航行に耐えられないなど、高船齢の船舶が一つの足かせとなっている。島内には漁船の整備ができる業者が存在せず、船主同士でお互いに協力をしながら船の維持管理を行っているが、船の心臓部にあたる機関（エンジン）については特に専門性が求められるため、個人で整備するには限界があり、不安が尽きることはない。そのため、多少海が荒れた時でさえも出漁できず、休漁することも多くなっており、目標達成を阻害する要因となっている。効率的な漁業活動を推進するためにも、代船建造や漁撈機器の更新を図るなど、競争力強化を推進する必要がある。

### ④小笠原母島産水産物の知名度について

母島での漁獲物に対する市場や消費者の母島産水産物に対する知名度は総じて低い。内地の小売店では、店頭での販売に際して「小笠原母島産」ではなく「東京都産」として販売されている。

現在、漁協では、浜プランに基づき、漁獲物を包む包装資材を新しく取り入れる等の鮮度保

持に取り組むとともに、出荷には高価値となる生食用で流通させるため、遅くとも出荷 5 日以内に漁獲されたものに限るよう努めているが、遠方であるが故、市場とのつながりが弱いことや、消費者への訴求力が弱いことなどから、こうした取組が、市場での商品価値及び知名度の向上に結びついていないとは言い難い。このため、現状の流通体制を見直し、新たな流通体制を構築するとともに、消費者に対しPRに注力する必要がある。

## (2) その他関連する現状等

### ①島内の居住環境

都心から母島までの交通手段は、前述の「おがさわら丸」にて父島に到着後、更に「ははじま丸」へと乗り継ぐ海上航路のみで、航空路はない。急病人等が出た際には、島内には、飛行場がないことから、南方約 250 kmに位置する硫黄島を経由する自衛隊の救難ヘリによる急患搬送が行われている。海上航路よりは格段に速く搬送できるが、最短でも半日程度の時間は要する。このため、小さな子供のいる子育て世帯の島への移住を躊躇させる要因となっている。

また、住宅事情についても恵まれておらず、数少ない民間アパートは常に満室状態にある。公営住宅も整備されているが、年に 1 度しか募集がなく、募集に対し応募数が圧倒的に多いことから、数倍～数十倍の倍率による抽選となっている。更に、単身者の入居は不可、小笠原村での居住歴（3 年以上）がないと優先順位が下がるなど、非常に入居が困難である。

こうした背景から、漁協では新規参入者を主体とした漁業者住宅を独自に整備してきたところであるが、建築から 35 年程度経過しており老朽化が著しい。また、6 畳一間、バストイレ共同の昔ながらの寄宿舎的な造りのため、入居した者からの評判は芳しくない。現在のニーズに即した、個々のプライベートに配慮した住宅の整備が求められる。

### ②世界自然遺産登録後の小笠原

母島が位置する小笠原諸島は、創生以来大陸とつながったことのない海洋島である。島に辿り着いた生物が独自に進化した特異な生態系が評価され、平成 23 年 6 月にユネスコの世界自然遺産に登録された。登録当時は世界遺産ブームに沸き、小笠原へと訪れる観光客も急増し、平成 24 年の年間来島者数は過去最多の 31,910 人にのぼり、飲食業や宿泊業などの観光業が過去最高の盛況を記録した。しかし、その世界遺産ブームは急速に沈静化し、平成 27 年には来島者数が 25,261 人となった。世界遺産ブーム当時は、観光業の好景気を受け、水産物についても島内での需要が増加したが、ブームが去った現在は減少傾向にある。

一方で、平成 28 年 7 月には、おがさわら丸及びははじま丸が新造船に切り替わった。その効果により、来島者数は 28,125 人と増加に転じた。29 年度も更なる増加が見込まれており、増加する観光客をターゲットにした水産物の販売は、島内外に向けた小笠原産水産物のPRを行う絶好の機会となっている。

### ③ 小笠原全域の広域連携に向けて

小笠原村周辺海面を対象とした本地域には、既に広域水産業再生委員会として、小笠原広域水産業再生委員会が設立されている。この委員会は、父島地域水産業再生委員会が主体となり

設立したものであり、平成 28 年度に策定した浜の活力再生広域プランに基づいた取り組みが先行してなされているところである。

父島及び母島は、いずれも四方を海に囲まれた外洋孤立の離島である。同じ地域として、漁業を取り巻く現状及び課題は共通するものが多い。このため、本来であれば父島と母島両地区の再生委員会が連携した広域再生委員会に組織を改めるなど、連携した上で広域プランを実行すべきところではあるが、両島間はおよそ 50 km（漁船で片道 6 時間）離れており、漁業操業や出荷での日常的な交流もごく限られている。また、出荷方法一つとっても考え方が異なるなど、同一のルールに基づく取り組みをするための素地が整っていない。

両島は多くの共通した水産業の課題を抱えており、漁獲物の出荷方法の統一化や機能分担等について検討する余地があることから、両島の連携について引き続き調整を図っていく。

### 3 競争力強化の取組方針

#### (1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

##### ①出荷及び販売に係る流通改革

都漁連では、大田区京浜島にて水産物流通センターを運営している。東京湾産から伊豆諸島産の水産物を受け、各市場及び商店との綿密な意思疎通を図りながら、相手方のニーズに合わせた販売を行っている。

当漁協は、これまで島外出荷において独自の販売を行っており、今後も取引を行ってきた市場とは連絡を密に取り合い、各地の市場ニーズ（魚種・サイズ・量）に合わせた出荷を行うことで、関係性を強化するとともに、特に魚価の伸び悩むカマスサワラ等の魚種については都漁連との連携体制を構築し、都漁連の持つ、より高価に水産物を取り扱う地方市場や量販店向けの流通網を積極的に活用することにより、母島産水産物の価値向上を図る。

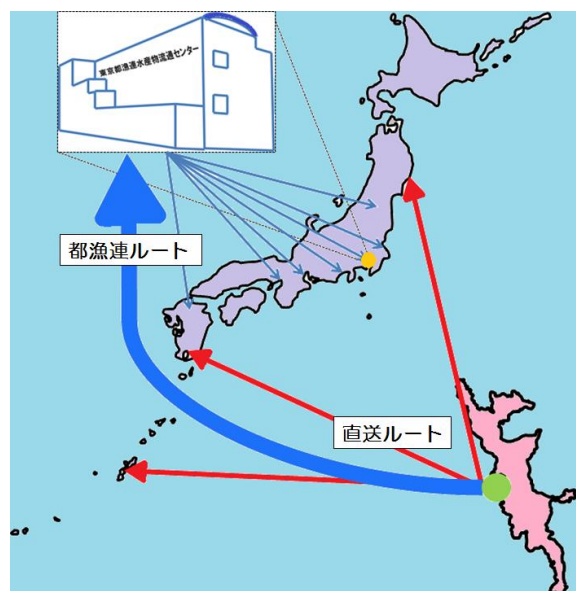


図2. 都漁連との販売連携（イメージ）

##### ②島内販売の促進

これまで島内で一度に消費できる量が限られていたため、ごく少量の水産物しか島内販売向けに確保できず、島内向けの販売量促進を図ることができなかった。

このため、島内における販売量の促進策として、最新の長期鮮度保持技術の導入（新たな機器導入）を検討し、主要魚種であるメカジキ等を高鮮度かつ常に提供できる体制を整える。

また、漁協販売センターにおける販売体制を強化し、より飲食店や宿泊施設のニーズに合わせた販売（ラウンド、フィーレ等への加工）に努めるとともに、母島へ訪れる観光客への提供

(食事、土産物等)を通じた、地域の観光資源としての活用を図る。

### ③新たな漁船及び機器導入の推進

母島から南方約250kmに位置する硫黄島は、先の大戦での激戦地として名高い島である。特別の許可がない限り上陸はできないが、その周辺海域は、複雑な海底地形により屈指の好漁場として認識されており、かつて多くの漁船が操業していた。しかし、近年はその利用に陰りが見えつつある。

その原因の一つとして挙げられるのが、安全面での不安である。硫黄島周辺海域には避難できる港湾は存在せず、少数の係船浮標があるだけとなっている。このため、天候不良時には全力で母島へ帰港しなければならないが、高船齢化が進んだ本漁協の所属漁船では全速航行もままならない漁船も多々あり、タイミングを逸すると遭難する危険にもつながる恐れから、極めて限られた時期(海況穏やかな初夏など)しか操業できない漁船もある。また、経年劣化の目立つ古いエンジンのため燃費も悪く、経営面における効率の悪さから、当該遠方漁場での操業を控える漁船も少なくない。

このため、当該遠方漁場の有効活用策の一つとして、操業意欲が高く、本地区における**中核的漁業者**としての活躍が期待できる漁業者に対し、新たな漁船及び省燃油対策を施した機関の導入等を積極的に推奨し、競争力強化による生産力増強を図る。

## (2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

### 【漁業後継者の育成及び定着促進】

就業希望者の定期的な受入れ策の一環として、漁業就業体験の継続実施を行う。実施にあたり、東京都や小笠原村等からの支援が得られるよう連携強化に努める。また、参加者に対し、特定の漁法に偏った漁業体験にならないよう、複数の組合員の協力のもと、限られた期間内で様々な漁業活動が体験できるカリキュラム作りを行う。当該漁協における漁業の魅力を最大限発信するとともに、参加者自身の選択肢が広がるよう配慮に努める。

一方、受入れ側である船主に対しては、従来の親方-乗り子体制を尊重しつつ、計画的な**中核的漁業者**となりえる人材の育成が図られるよう、受入れから独立に至る共通ルール策定に取り組み、外部講師の招聘等による研修を積極的に行うなど、受入れ側の意識改革を促し、乗り子の定着率の向上を図る。また、漁協は後継者受入れのニーズを常に把握し、希望に応じ漁業者フェアへの積極的な参加を支援するとともに、母島における漁業の絶好のアピールの場として活用する。

なお、新規受入れにおけるもう一つの課題である住宅問題については、公営住宅の利用が期待できない以上、漁協独自で対応する必要があるが、その解決には多大な費用負担が想定される。このため、上記取組を踏まえた育成計画を前提に、東京都や村から支援を仰ぎながら、建替え等による具体的な対応策を検討する。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

主要漁業である底魚一本釣り、かつお・まぐろ釣り漁業については、東京都漁業調整規則及び海区漁業調整委員会指示に基づく操業規則等を順守し、持続的漁業活動の維持に努める。また、積極的な利用を検討しているイセエビについては、東京都島しょ農林水産総合センターの協力を得ながら生息数の把握に努め、継続的な利用に向けた資源管理を図る。

(4) 具体的な取組内容

1年目（平成29年度）

取組内容	<p><b>【出荷及び販売に係る流通改革】</b></p> <p>漁協は、水産物流通センターを通じた販売による販路拡大を推進するため、都漁連との連携を強化する。実施にあたり、共同して各市場の動向調査を行うとともに、販売先が求める出荷形態（梱包ごとのサイズ、数量）及び魚種等についても併せて調査する。また、サワラ（カマスサワラ）など、積極的に利用されていない水産資源について、流通センターが持つマーケティング力を活用したりサーチを行うなど、新魚種の可能性を見出す。</p> <p>協議及び調査結果を基に選定した魚種について、水産物流通センターを通じた試験出荷に取り組み、新たな流通体制の構築を図る。</p> <p><b>【地元消費量の拡大】</b></p> <p>漁協は、観光面での来島実態等を調査するため、観光協会、ダイビング事業者等との連携を密にし、観光客の求めるニーズの把握、ペンション等宿泊施設で取り扱う場合の条件等の情報収集に努め、地元水産物の消費拡大に向けた具体的方策を検討する。</p> <p><b>【漁業後継者の育成及び定着促進】</b></p> <p>漁協および村は、中核的漁業者となりうる人材の育成を図るため、乗り子定着推進協議会（仮称）を設立する。協議会では、漁業就業体験の企画立案、漁業者養成に向けた船頭研修会の開催、後継者育成に向けたルール作り（長期育成計画）の策定等を行い、育成全般に関するフォローアップを図る。</p> <p>また、上記取組による計画的な乗り子受入れを前提に、漁協は漁業者用住宅の新規取得（建替え等）に向けて、都及び関係機関に対し協議を開始する。</p> <p><b>【新たな漁船及び機器導入の推進】</b></p> <p>漁協は、所属漁船の船齢及び船体の状態、漁船ごとの水揚げ実績をリスト化して取りまとめ、将来的な活躍が期待される【中核的漁業者】に対し、新漁船の導入や機関換装等機器整備を奨励し、遠距離航行を可能にすることで、漁獲量の増加に取り組む。</p>
------	--

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島漁業再生支援交付金（出荷及び販売に係る流通促進/地元消費量の拡大）</li> <li>・ 小笠原村水産物生産・販売促進事業（地元消費量の拡大）</li> <li>・ 島しょ漁業振興施設整備（地元消費量の拡大/漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 東京の漁業を支える人材育成事業（漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 小笠原諸島振興開発事業（漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> </ul>
-----------	---

2年目（平成30年度）

取組内容	<p><b>【出荷及び販売に係る流通改革】</b></p> <p>漁協は、前年に実施した協議や調査結果及び試験出荷の結果に基づき、都漁連と協議の上、見直し又は新たな出荷魚種の選定を行う。さらに試験出荷の結果が良好なものについては、本格的な出荷に移行する。</p> <p>一方、漁協はこれまで取引を行ってきた市場に対して、さらなる取引強化をめざし、母島産水産物の価値向上のため、改善点や要望などの聞き込み調査を実施する。</p> <p><b>【地元消費量の拡大】</b></p> <p>漁協は、引き続き観光客の求めるニーズの把握等に努め、地元水産物の消費拡大に向けた方策を検討する。また、先進事例となる他地区の取組を調査し、現地視察等による実務・経営面での情報収集に努める。</p> <p><b>【漁業後継者の育成及び定着促進】</b></p> <p>漁協は、人材育成における指導スキル向上を主眼に置いた研修会を行う。外部講師等を招いた講演会を中心に、受入れ側である漁業者の意識改革を図るとともに、乗り子受入れに対する需要調査を行い、受入れ希望者（受入れ可能人数）の把握に努める。</p> <p><b>【新たな漁船及び機器導入の推進】</b></p> <p>漁協は、所属漁船の船齢及び船体の状態、漁船ごとの水揚実績をリスト化して取りまとめ、将来的な活躍が期待される【中核的漁業者】に対し、新漁船の導入や機関換装等機器整備を奨励し、遠距離航行を可能にすることで、漁獲量の増加に取り組む。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島漁業再生支援交付金（出荷及び販売に係る流通促進/地元消費量の拡大）</li> <li>・ 小笠原村水産物生産・販売促進事業（地元消費量の拡大）</li> <li>・ 島しょ漁業振興施設整備（地元消費量の拡大）</li> <li>・ 東京の漁業を支える人材育成事業（漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> </ul>



<p>取組内容</p>	<p><b>【出荷及び販売に係る流通改革】</b></p> <p>漁協は、流通センターへの試験出荷の結果に基づき、必要に応じ見直しを図るとともに、魚種を選定のうえ、出荷量を拡大する。また、これまでの試験出荷の実績を基礎に、出荷する魚種を中心に高付加価値化を図るため、『母島ブランド』として売り込むためのブランド化戦略協議会（仮称）を組織する。</p> <p>ブランド化戦略協議会は漁獲した水産物について、船上から陸上での出荷梱包に至るまでの取り扱い方法を定めた自主ルールを策定し、高鮮度保持化を図る。</p> <p><b>【地元消費量の拡大】</b></p> <p>漁協は、これまでに得た知見及び情報をもとに、地産地消向上計画（仮称）を定め、漁協、村、観光協会、各宿泊施設等が一体となった地域活性化策として位置付けるとともに、計画に基づく相互協力体制を構築する。</p> <p>また、加工品の生産拡大（お土産品等）に必要な設備及び備品等について、導入を検討するとともに、順次整備していく。</p> <p>さらに、漁協は東京都及び村から協力を得ながら、地元消費量を増加させるため、子会社である（株）母島海洋環境開発（通称「ダイブステーション母島」）と連携を取り、母島海洋環境開発の施設内に地元産水産物を振舞うための飲食スペースの整備計画を立てる。</p> <p><b>【漁業後継者の育成及び定着促進】</b></p> <p>漁協は、各漁業者からの要望及び住宅の空室状況を踏まえたうえで、体験漁業を開催するとともに漁業者フェア等への参加を促し、積極的な乗り子受入れを開始する。乗り子に対しては、乗り子定着推進協議会（仮称）がルールを策定し、計画的な育成に努める。</p> <p><b>【新たな漁船及び機器導入の推進】</b></p> <p>漁協は、所属漁船の船齢及び船体の状態、漁船ごとの水揚実績をリスト化して取りまとめ、将来的な活躍が期待される【中核的漁業者】に対し、新漁船の導入や機関換装等機器整備を奨励し、遠距離航行を可能にすることで、漁獲量の増加に取り組む。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島漁業再生支援交付金（出荷及び販売に係る流通促進/地元消費量の拡大）</li> <li>・ 小笠原村水産物生産・販売促進事業（地元消費量の拡大）</li> <li>・ 島しょ漁業振興施設整備（地元消費量の拡大）</li> <li>・ 東京の漁業を支える人材育成事業（漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> </ul>

4年目（平成32年度）

取組内容	<p><b>【出荷及び販売に係る流通改革】</b></p> <p>ブランド化戦略協議会は、水産物の取り扱いに関し策定した自主ルールの順守を推進するとともに、高鮮度化した水産物について、都漁連と連携を取りながら、各市場や小売店に対して母島産水産物の知名度向上に向けたPRを行う。</p> <p><b>【地元消費量の拡大】</b></p> <p>漁協は、宿泊先向けの提供方法、観光客お土産用商品などのラインナップを図り、目的に応じた商品の試験生産・販売を開始する。宿泊先に対して、モニターを募り、アンケートによる更なる意見の集約を行う。</p> <p>また、漁協及び母島海洋環境開発は、母島海洋環境開発の施設内に地元産水産物を振舞うための飲食スペースの整備を行うとともに、観光客を対象としたメニュー開発に取り組む。</p> <p><b>【漁業後継者の育成及び定着促進】</b></p> <p>漁協は、乗り子定着推進協議会と連携し、引き続き体験漁業の積極的開催、漁業者フェア等への参加を促し、積極的な後継者受入れがなされるようフォローアップを図る。</p> <p><b>【新たな漁船及び機器導入の推進】</b></p> <p>漁協は、所属漁船の船齢及び船体の状態、漁船ごとの水揚実績をリスト化して取りまとめ、将来的な活躍が期待される【中核的漁業者】に対し、新漁船の導入や機関換装等機器整備を奨励し、遠距離航行を可能にすることで、漁獲量の増加に取り組む。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島漁業再生支援交付金（出荷及び販売に係る流通促進/地元消費量の拡大）</li> <li>・ 小笠原村水産物生産・販売促進事業（地元消費量の拡大）</li> <li>・ 島しょ漁業振興施設整備（地元消費量の拡大）</li> <li>・ 東京の漁業を支える人材育成事業（漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> </ul>

5年目（平成33年度）

取組内容	<p><b>【出荷及び販売に係る流通改革】</b></p> <p>ブランド化戦略協議会は、取組を開始した『母島ブランド』を柱とし自主ルール（鮮度保持等）に適合した魚種については、魚箱へのステッカー貼付、魚体へのタグ付け等により消費者に直接訴える手法を考案検討する。</p> <p>また、都内開催の各イベントに積極的に参加し、母島産水産物の販促を行うとともに、ホームページやSNSによる紹介ページを通じ、PRに努める。</p>
------	--

	<p><b>【地元消費量の拡大】</b></p> <p>漁協は、宿泊先への積極的な出荷、漁協売店での販売拡大を実践し、地域を挙げての消費拡大を確立する。また、各種イベントへ積極的に参加し、加工品の販売を行うとともに、母島の観光情報を発信し来島を促す。</p> <p>また、漁協及び母島海洋環境開発は、飲食スペースにて主要魚種を使った食事を提供し、観光客に対して母島産水産物の消費促進を図るとともに、未利用資源などの新たな魚種の消費を促進するため、試食販売と食味アンケートを実施し、未利用資源の価値向上に取り組む。</p> <p><b>【漁業後継者の育成及び定着促進】</b></p> <p>漁協は、育成方針に沿って育成した乗り子のうち、将来性が期待される者については、正組合員への登用を検討する。また、漁業活動に必要な漁船及び資格（小型船舶操縦士、機関士及び無線技士）を取得させ、独立の後押しを行う。</p> <p>住宅については、都及び関係機関の協力を得て整備を推進し、計画的な乗り子受け入れを図る。</p> <p><b>【新たな漁船及び機器導入の推進】</b></p> <p>漁協は、所属漁船の船齢及び船体の状態、漁船ごとの水揚実績をリスト化して取りまとめ、将来的な活躍が期待される【中核的漁業者】に対し、新漁船の導入や機関換装等機器整備を奨励し、遠距離航行を可能にすることで、漁獲量の増加に取り組む。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島漁業再生支援交付金（出荷及び販売に係る流通促進/地元消費量の拡大）</li> <li>・ 小笠原村水産物生産・販売促進事業（地元消費量の拡大）</li> <li>・ 島しょ漁業振興施設整備（地元消費量の拡大/漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 新規就業者特別対策交付金（漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 東京の漁業を支える人材育成事業（漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 小笠原諸島振興開発事業（漁業後継者育成及び定着促進）</li> <li>・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（新たな漁船及び機器導入の推進）</li> </ul>

(5) 関係機関との連携

上記取組を実施するにあたり、東京都や小笠原村、都漁連および小笠原島漁協（父島）その他関係機関との連携強化に努め、目標達成を図る。

(6) 他産業との連携

島内における流通改革を図るため、観光協会との連携を強化し、観光客の消費ニーズを把握する。その結果をもって販売戦略・商品戦略を構築し、島内商店及び民宿、飲食店の協力を得て実行する。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

- 正組合員の新規参入  
中核的漁業者となりえる後継者（組合員）を新たに迎え入れ、地域漁業の活性化を図る。
- 漁獲量の増大  
操業意欲の増大、新たな漁船及び機器の導入による効率的・効果的な漁業活動の実践に加え、組合員の新規参入による漁獲量の増大を図る。
- 島内販売量の増大  
島内における漁獲物流通量を増大し、地域の活性化を図る。

(2) 成果目標

正組合員の新規参入 (2名以上)	基準年	平成28年度：22名
	目標年	平成33年度：24名
漁獲量の増大 (5%向上)	基準年	平成28年度：99.8t
	目標年	平成33年度：104.8t
魚価(カマスサワラ)の向上 (5%向上)	基準年	平成28年度：420円/kg
	目標年	平成33年度：441円/kg
島内販売の促進 (島内流通量5%向上)	基準年	平成28年度：12.5t
	目標年	平成33年度：13.1t

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

- 正組合員の新規参入  
基準年における正組合員数は22名である。  
正組合員数のおよそ10%となる、2名以上の正組合員の登用を目指す。  
(将来の中核的漁業者となる人材の育成に努める)
- 漁獲量の増大  
操業意欲の高い漁業者を優先に漁船、機関等の更新を図る。  
計画期間内において、水揚量5%の向上を目指す。
- 魚価(カマスサワラ)の向上  
都漁連等との連携による流通網拡大を図る。

計画期間内において、魚価単価5%の向上を目指す。

○島内販売の促進

観光客等への提供を拡大し、地元消費を促進する。

計画期間内において、島内流通量5%の向上を目指す。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
離島漁業再生支援交付金	市場及び販路調査、販売促進のための宣伝等 各種施設整備、備品取得等 (出荷及び販売に係る流通改革/地元消費量の拡大)
小笠原村水産物生産・販売促進事業 (村単独補助事業)	市場及び販路調査、販売促進のための宣伝等 (地元消費量の拡大)
島しょ漁業振興施設整備事業	各種施設整備、備品取得等 (地元消費量の拡大/漁業後継者の育成及び定着促進)
新規就業者特別対策交付金	漁船リース事業活用による新規独立支援 (漁業後継者の育成及び定着促進)
東京の漁業を支える人材育成事業	新規漁業者の就業及び定着促進、体験漁業の実施 (漁業後継者の育成及び定着促進)
小笠原諸島振興開発事業	漁業者用住宅の整備 (漁業後継者の育成及び定着促進)
競争力強化型機器等導入緊急対策事業	省コスト化及び生産性向上に資する漁業用機器の導入 (新たな漁船及び機器導入の推進)
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業	漁船リースによる漁船の更新 (新たな漁船及び機器導入の推進)
漁業経営セーフティネット構築等事業	燃油高騰対策 (その他)